

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	身体障害者手帳交付事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

近江八幡市は、身体障害者手帳交付に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

近江八幡市長

## 公表日

平成30年2月22日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳の交付に関する事務である。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第1第11項の規定に従い、以下の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①身体障害者手帳の交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②身体障害者手帳の返還に関する事務 ③身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ④身体障害者手帳において氏名を変更した時、または居住地を移した時の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤身体障害者手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	身体障害者手帳台帳システム、団体内連携サーバー、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳宛名管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 11項 身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令に定めるもの
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【別表第二における情報提供の根拠】 番号法第19条第7号および別表第二 第16号、第27号、第28号、第31号、第54号、第55号、第56号の2号、第57号、第79号、第106号、第116号 【別表第二における情報照会の根拠】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	近江八幡市 福祉子ども部 障がい福祉課
②所属長	森野 克彦
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	近江八幡市 総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	0748-33-3111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる